

平成21年6月29日

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築士会連合会

社団法人 日本建築家協会

自治体に対する新しい業務報酬基準等に関する共同要望の実施について

建築士事務所の開設者が請求できる業務報酬基準がほぼ30年ぶりに見直され、平成21年1月7日に新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）が制定されました。この新しい業務報酬基準については、同日、国土交通省住宅局長より都道府県知事宛に「建築士事務所による設計等の業務の適切かつ円滑な実施の推進に資すること」を目的として定められ、「この基準が業務報酬の合理的かつ適正な算定に資するよう、貴管内の建築士事務所、発注者等に対して、関係団体を通じる等によって周知徹底を図りたい」旨の通知がなされています。

また、国土交通省は、4月1日付で、「官庁施設の設計業務等積算要領」を改定し、新しい業務報酬基準の告示への整合を図るとともに、これまでの積算要領にあった「依頼度」の規定を見直し、削除しました。これは従来、「依頼度」の主旨が正しく理解されずに運用され、結果的に業務報酬の安易な値切りに使われるなどの例もあった状況を改め、代って設計等業務のうち受託者に委託しない業務を業務委託契約書等に明記する場合に限り、当該業務内容相当の業務量を差し引く方式に変わりました。

このような状況のなか、建築三団体（日事連、士会連合会、建築家協会）は、新しい業務報酬基準が告示されたこの時期に、自治体に対して同基準を遵守すること及び現在の自治体の設計業務の発注における「依頼度」の規定の削除について、全国的な共同要望運動を展開することが重要であるとして、三団体の要望内容として「新業務報酬基準制定に伴う、地方自治体の公共建築物の設計等業務発注に係る要望」をまとめました。

この要望は業務報酬が設計等の業務の適切な実施をするうえで、建築設計業務等に携わる者にとって極めて切実で重要なものと認識し、このたび建築三団体が共同で全国的に要望活動を展開することとしたものです。

建築三団体では、それぞれ都道府県の建築士事務所協会、建築士会、建築家協会地域会に対し、本日付けで共同要望の実施協力依頼を送付し、各地域で趣旨に賛同する他の建築関係団体とともに、共同で都道府県及び市町村に対し要望活動を実施することを要請しました。

記

要望概要

- 一、公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたり、新業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号）を尊重し、遵守すること
- 一、国土交通省の「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定で「依頼度」の規定が削除されたことにより、自治体の積算要領等における「依頼度」の規定を見直し、削除すること

問い合わせ先

(社) 日本建築士事務所協会連合会（幹事）

専務理事 高津充良 TEL 03-3552-1281

(社) 日本建築士会連合会

専務理事 山中保教 TEL 03-3456-2061

(社) 日本建築家協会

専務理事 森田嘉久 TEL 03-3408-7125